

農地法第5条の規定による認可申請書添付書類

番号	申請書類	備考	添付チェック
1	申請地の登記簿謄本(全部事項証明書)	・ 原本提出 ・ 申請日から6ヶ月以内の発行のもの ・ 取得先：法務局	
2	住民票抄本(譲渡人・譲受人)	・ コピー可 ・ 申請日から6ヶ月以内の発行のもの ・ 取得先：住民登録のある市町村 ・ 備前市住民の場合は添付省略可能	
3	【法人又は団体の場合】 法人登記簿謄本又は定款	・ 登記簿謄本は原本提出 ・ 定款は写しの提出	
4	申請地を含めた付近の詳細な地籍図又は公図	・ 原本提出 ・ 申請日から6ヶ月以内の発行のもの ・ 取得先：地籍図:税務課、公図:法務局	
5	申請地の位置図	・ 住宅地図やweb 地図等で申請地を示すこと	
6	事業計画書		
7	被害防除計画書		
8	事業実施に係る費用根拠資料		
	(1)土地代：契約書		
	(2)工事費：見積書		
9	金融機関等の借入書、残高証明又は通帳の写し		
		【自己資金の場合】 次のいずれか ・ 金融機関の残高証明書 (申請日から3ヶ月以内に発行のもの) ・ 預金通帳の表紙及び最終ページの写し	
		【借入資金の場合】 次のいずれか ・ 金融機関の融資証明書 ・ 金融機関以外の融資証明書 ・ 金銭消費貸借契約書	
10	転用申請に係る図面等		
	(1)土地利用計画図(配置図)	【共通事項】 下記の事項については、必ず記載のこと。 ・ 建物又は施設の位置及び形状 ・ 敷地への進入路の位置 ・ 敷地内の表面の仕上げ (コンクリ張り、砂利敷き、真砂土敷き均しなど) ・ 隣接地との境界部分の施工方法 ・ 駐車場がある場合にはその位置と駐車台数 ・ 浄化槽がある場合にはその位置及び排水位置 ・ 資材置場として利用する場合には、置く予定の資材の種類及び数量	
		【転用目的が露天利用の場合】 共通事項に加えて、 ・ 別紙「農地転用選定理由書」を添付のこと。 ・ 不特定多数への貸し出す駐車場については、申請地周辺の駐車場の需要状況について、客観的に説明できる資料を添付のこと。	
		【転用目的が太陽光発電施設の場合】 ・ 図面には定格出力と実出力を記入のこと。 ・ 低圧又は高圧の別を図面に記載のこと。	

	(2)平面図(設計図)、立面図	・ 構造物がある場合のみ	
	(3)縦横断図	・ 転用で切土盛土等の造成を伴う場合 ・ 太陽光施設設置の場合	
11	転用目的が太陽光発電施設の場合		
	(1)隣地同意書		
	(2)地区長同意書		
	(3)経済産業省のFIPの認定書類又はこれに準ずる書類		
12	道路・河川等の占用申請等	転用計画に応じて各施設管理者と協議し、下記の書類を添付のこと。 ・ 道路工事施行承認(申請)書写 ・ 道路占用許可(申請)書写 ・ 水路占用許可(申請)書写 ・ 農道・水路等公用廃止申請書写・代替計画書 等	
13	その他関係法令の許可申請書等	関係する法律の許可申請書又は許可書の写しを添付のこと。 (一例) ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る届出書又は許可申請書 ・ 開発行為の許可申請書 ・ 墓地及び埋葬等に関する法律に係る申請書 等	
14	土地の検討結果一覧表	・ 第2種農地の場合のみ [以下を調査対象とします] (1)親族の所有する土地 (2)周辺での農地以外の土地	
15	土地改良区意見書	・ 対象地区：坂根・畠田・香登西・新庄	
16	貸借契約書	・ 貸借権を設定する場合に写しを添付のこと (例)貸露天駐車場又は貸露天資材置場等	
17	委任状	・ 委任されている場合のみ	
18	農業委員の確認書	・ すべての書類を整えて、委員に署名をもらうこと。	
19	本紙添付書類一覧表	・ 添付書類にあらかじめチェックをして、市農業委員会に提出のこと。	
20	その他必要と認める書類		

<注意事項>

- (1) 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる
- (2) 郵送での許可書の送付を希望の場合、申請の際に切手を貼付した返信用封筒を提出すること
- (3) 登記情報提供サービスにより取得する場合、照会番号を入れること
- (4) 原則として一般住宅 500 ㎡以内、農家住宅 1,000 ㎡以内とし、建ぺい率はいずれも 22%以上を満たすこと
- (5) 開発許可及び盛土規制法許可と農地転用許可は、同日申請と同日許可となる